



『生きていくことわざ』

船橋市議会議員

神田 廣栄 (かんだひろえい) 議会報告

【事務所】船橋市前原西8-24-8 ☎490-3333 FAX 465-7117

Eメール hiroei@muc.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www.hiroei.jp>

先鞭(べん)を着ける。口には税金はかからない

【先鞭を着ける】◇だれよりも先に物事に着手すること。

・人より先に馬に鞭打って走らせ、先駆けの功を立てる、の意。

【口には税金はかからない】◇話すだけならどんな勝手なことでも言える。

異常に暑い夏でした。というより、まだ夏が続いています。暑いだけでなくほとんど雨が降らないし夕立ちもありません。人間も樹木も野菜も十分に水分を摂らないと枯れてしまいます。熱中症にならないようにしてください。

7月10日に、野田財務大臣をお迎えして開催しました「市政報告会」は、会場が満席となり、皆様の温かい心に触れることができ、ますます力が湧いてきました。本当にありがとうございました。

あっという間に9月になってしまいました。2日からは9月議会が始まり、今回も会派を代表して9日に議案質疑、16日に一般質問を行います。本会議の傍聴やインターネットで



野田財務大臣に花束を贈呈

①女性特有のがん検診推進事業について

市では50%の国庫補助を受け、子宮頸がん検診対象年齢(21、26、31、36、41歳)の方、乳がん検診対象年齢(41、46、51、56、61歳)の方に、「検診無料クーポン券」と「がん検診手帳」を配布します。

国全体で、年間3,500人、1日あたり10人も亡くなっている「子宮頸がん」は、ワクチンの予防接種をすることによりかなりの確立で防げますが、1回の予防接種で約15,000円もかかります。そして、1ヶ月後と3ヶ月後の3回も接種しなければなりません。

このがんは、性体験のある女性限定のがんなのです。そのことから予防ワクチンの効果が一番あるのは10歳くらいの接種とされています。

最近では、各自治体の一部でも全額や一部補助を始めました。船橋市のような大きな市が、できれば全額補助の『先鞭を着

ける』必要性を訴えてきましたが、本市ではその気配がまだありません。

私は、船橋市の10歳の女の子全員に、子宮頸がんの予防接種を全額補助したらいくらの財政支出になるのか伺いました。



10歳の女子に全額補助の予防接種を

— 健康部長の答弁 —

平成22年4月1日時点での住民基本台帳では2658名となっています。一人あたりの接種は3回必要とされていますので、ワクチンの接種費用が1回あたり15,000円と仮定して積算しますと、1億1961万円が必要と思われます。

- ◆2問目で私は、この金額は市の財政規模からしたらそんなに驚く数字ではないし、毎年10歳になる子に接種していくように真剣に考慮するようにお願いしました。

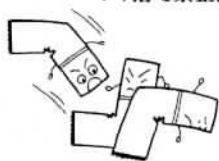


②市たばこ税の引き上げについて

今年の10月1日から、市たばこ税の税率が引き上げになります。たばこ1000本につき1320円引き上げ、4618円となります。つまり、1本あたり1.32円の引き上げです。他に県税が0.43円、国税が1.75円、合計で1本あたり3.5円引き上げられます。

20本入りのたばこ1箱だと、 $3.5円 \times 20本 = 70円$ となり、平均的な1箱300円のたばこが370円になる計算ですが、どうも410円から440円になるようです。この差額は、値上げによる影響で収入が減る、葉たばこ農家や小売店、製造者に分配されるとのことです。

ポイ捨て禁止!



船橋市は今年度の当初予算で、前年度より9900万円も多い31億7100万円のたばこ税の歳入を見込んでいますが、毎年のように市内の各所で喫煙場所が減らされています。

「税金は欲しいが喫煙は悪だ」という考え方は不合理ではありませんか。ポイ捨てなど喫煙マナーの悪い人には困ったものですが、マナーの徹底と罰則の強化が先ではないでしょうか。

マナーを守り真面目に喫煙する人、即ち納税者が人目を忍んでいる姿は可哀想すぎます。

31億円は小さな町の年間予算にも匹敵する大きな金額です。その大きな金額を船橋市はたばこ税での歳入を期待しているわけです。

『口には税金がかからない』ので言わせてください。たばこを吸わない人が被る「受動喫煙の被害」を理解しているからこそ、「喫煙場所」を市内にもっと確保すべきです。市たばこ税の1割、即ち3億円くらいの予算をそのために使っても、喫煙者はもちろん受動喫煙の被害を受ける人も納得するのではないのでしょうか。



市内の各所に喫煙所を

— 税務部長の答弁 —

会派並びに愛煙家を代表した質問と受け取りました。しかしながら、国の審議の経過を見ると、増収を目的としたものではなく、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するものです。たばこ税は目的税でなく、使い道の制限のない普通税のため、増収分を喫煙者に還元するために直接結び付けることはできないと考えます。

- ◆受動喫煙で困る人のためにも、だめだと言う前に、喫煙する者の権利もあるわけですから、各所に堂々と喫煙できる場所を設置して欲しい。